## 議案第1号

令和元年度大和市教育委員会表彰被表彰者の決定について

令和元年度大和市教育委員会表彰被表彰者の決定について、審議願いたく提案する。

令和2年1月23日提出

大和市教育委員会 教育長 柿 本 隆 夫

#### ○大和市教育委員会表彰規程

昭和55年8月8日教委告示第14号

改正

昭和57年7月31日教育委員会告示第11号 昭和61年3月20日教育委員会訓令第1号 平成20年8月22日教育委員会告示第23号 平成21年7月27日教育委員会告示第24号 平成22年8月18日教育委員会告示第15号 平成31年3月28日教育委員会告示第5号

大和市教育委員会表彰規程

大和市教育委員会表彰規程(昭和44年教委告示第6号)の全部を改正する。

(目的)

第1条 この規程は、大和市教育委員会(以下「委員会」という。)所管の団体及び個人の功労を 表彰することに関し必要な事項を定めることを目的とする。

(表彰の対象)

- 第2条 表彰は、次の各号の1に該当するものに対して行う。
  - (1) 学校教育又は社会教育の振興、研究若しくは改善に努め、特にその功労が顕著なもの
  - (2) 教育上他の模範と認められる行為のあったもの
  - (3) その他表彰に価すると委員会が認めたもの

(被表彰者の決定)

第3条 被表彰者は、大和市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則(昭和40年教育委員会規則第1号)第2条第1項第13号に基づき、教育委員会の会議に付して決定する。

(表彰の方法)

- 第4条 表彰は、表彰状及び記念品を授与して行う。
- 2 表彰を受けるべき者が、その表彰前に死亡したときは、表彰状及び記念品はその遺族に贈与する。

(表彰の時期)

第5条 表彰は毎年2月の最後の日曜日に行う。ただし、教育長が特に必要と認めたときは、この 限りでない。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規程は、公表の日から施行する。

附 則 (昭和57年教委告示第11号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(昭和61年教委訓令第1号)

この訓令は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年教委告示第23号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則 (平成21年教委告示第24号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(平成22年教委告示第15号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(平成31年3月28日教委告示第5号)

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

大和市教育委員会表彰規程実施要領

(趣旨)

- 第1条 この要領は、大和市教育委員会表彰規程(昭和55年大和市教育委員会告示第14号。以下「規程」という。)第6条の規定に基づき、規程の施行に関し必要な事項を定めるものとする。 (表彰の対象)
- 第2条 規程第2条第1号に掲げるものは、次に定めるとおりとする。
  - (1) 顕著な功労を表彰すべき者として次に掲げるもの
    - ア 社会教育関係団体の育成発展のために10年以上にわたり貢献し、その業績が顕著な者
    - イ 社会教育振興のために10年以上にわたり貢献し、その業績が顕著な者
    - ウ 社会教育関係団体として民主的に運営され、多年にわたり会員の資質向上及び運営改善に 努め、社会教育の振興に貢献し、その業績が顕著な者
    - エ 教育委員会委員として8年以上勤続し、その業績が顕著な者
    - オ 学校医、学校歯科医又は学校薬剤師として10年以上在職し、その業績が顕著な者
    - カ 学校教育振興のために10年以上にわたり貢献し、その業績が顕著な者
    - キ その他本市の教育文化向上のために寄与した功労が顕著な者
  - (2) 顕著な功労による功績を表彰すべき者として次に掲げるもの
    - ア 本市立学校にあって、教育水準向上のために自主的研究又は改善の中心的役割を果たした 者
    - イ 本市立学校の運営にすぐれた成果をあげた者
    - ウ 個人的研究により学術上又は教育上大きな業績を上げた者
    - エ 文化財及び自然の保護、育成又は保存に努め、その功績が顕著な者
    - オ スポーツに係る関東大会以上の競技会において入賞し、又は県大会以上の競技会等におい て特に著しい記録を上げた者
    - カ 文化活動等で関東大会水準以上の場で優秀な成績を収め、又は県大会水準以上の場において特に著しい成績を収めた者
    - キ その他本市の教育文化向上のために寄与した功績が顕著な者
- 2 規程第2条第2号に掲げるものは、次に定めるとおりとする。

- (1) 学校その他教育機関の管理下における非常変災の際に、児童生徒等の事故に対し、身をていして未然に防止し、又は周到適切な処置により、施設、備品等の保全に貢献した者
- (2) 人命救助その他徳行卓絶し、教育上他の模範となった者 (表彰の対象の例外)
- 第3条 前条第1項第2号の規定にかかわらず、同一の功績により、大和市表彰条例(昭和38年 大和市条例第37号)又は神奈川県教育委員会表彰規則(昭和24年神奈川県教育委員会規則) に基づく表彰を受けた者は、規程に基づく表彰の対象としないものとする。

(推薦調書の作成及び提出)

- 第4条 規程第2条各号に該当する者(以下「被表彰候補者」という。)について、その功労等に 係る事務を所管する当該部等の長は、被表彰候補者を推薦することができる。
- 2 前項の規定により被表彰候補者を推薦するときは、当該部等の長は推薦調書(第1号様式)を 作成し、大和市教育委員会表彰候補者審査会(以下「審査会」という。)に提出することができ る。
- 3 前項の規定により推薦調書の提出をした者は、当該推薦調書の推薦事項に変更を生じた場合に は、速やかにその旨を審査会に報告しなければならない。
- 4 審査会の組織及び運営等については、教育長が別に定める。

(委任)

第5条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則(平成19年4月1日決裁)

この要領は、制定の日から施行する。

附 則(令和元年12月13日決裁)

この要領は、令和元年12月19日から施行する。

「大和市教育委員会の会議における報告事項に関する申合せ」に基づく報告

#### ■学期ごとの報告事項

・市立小中学校におけるいじめの認知件数	P. 1	[板坂指導室長]	
・指導室におけるいじめ・不登校の相談受理状況	…P. 2	[ " ]	
・市立小中学校における長期欠席児童生徒数	…P. 3	[新井青少年相談室]	長]
・青少年相談室における教育相談の受理状況	…P. 5	[ "	]
・青少年相談室における街頭補導の状況	…P. 6	[ "	]
・教育支援教室の通室者の状況	…P. 7	[ "	]
・教育委員会が受け付けた市立小中学校に関する苦情	…P. 8	[馬場教育総務課長]	
■通学路の安全対策に係る要望とその対応状況	P. 10	[溝口学校教育課長]	l

学年	/ <del>/</del> -			事	案の内容	(複数回答	5)			前年度
子平	件数	からかい 悪口	仲間はずれ 無視	暴力	金銭要求	物かくし等	危険な行為 の要求	ネット上の 誹謗中傷等	その他	同時期 認知件数
小1	44	30	1	10	1	3	3	0	0	28
<i>ب</i> ار2	66	30	9	15	1	8	2	0	5	39
\J\3	45	28	6	12	0	6	0	0	2	33
/J\4	56	42	9	7	1	1	2	0	3	44
小5	55	34	12	5	1	3	5	1	3	46
小6	50	27	11	3	2	4	3	0	5	33
計	316	191	48	52	6	25	15	1	18	223
中1	20	11	3	4	0	0	1	2	1	31
中2	23	11	3	5	0	1	1	1	3	17
中3	10	4	2	0	1	0	2	1	0	12
計	53	26	8	9	1	1	4	4	4	60
合計	369	217	56	61	7	26	19	5	22	283

<sup>※「</sup>暴力」については、「軽くぶつかられる、遊ぶふりして叩かれたり蹴られたりする。」と「ひどくぶつかられる、たたかれる、けられる。」を合わせた数値

(参考) 市立小中学校におけるいじめの認知件数の推移

学期	Σ	平成29年度	ŧ	Σ	区成30年周	ŧ	令和元年度				
子别	/]\	中	計	小	中	計	小	中	計		
1学期	302	43	345	377	73	450	400	57	457		
2学期	208	49	257	223	60	283	316	53	369		
3学期	63	21	84	96	20	116			0		
計	573	113	686	696	153	849	716	110	826		

## ■<u>指導室におけるいじめ・不登校の相談受理状況の推移</u>

	I. MALL		いじめ			不登校	
	小学校	相談件数	解決済	継続	相談件数	解決済	継続
	1学期	0	0	0	0	0	0
H29	2学期	0	0	0	0	0	0
ПДЭ	3学期	1	1	0	0	0	0
	合計	1	1	0	0	0	0
	1学期	0	0	0	0	0	0
H30	2学期	0	0	0	0	0	0
ПЗО	3学期	0	0	0	0	0	0
	合計	0	0	0	0	0	0
	1学期	3	1	2	0	0	0
R01	2学期	1	0	1	0	0	0
KUT	3学期						
	合計	_	-	-	_	-	_

	1 37 11		いじめ			不登校	
	中学校	相談件数	解決済	継続	相談件数	解決済	継続
	1学期	4	4	0	1	0	1
H29	2学期	1	1	0	7	1	6
ПДЭ	3学期	0	0	0	2	2	0
	合計	5	5	0	10	3	7
	1学期	14	14	0	1	0	1
H30	2学期	6	6	0	0	0	0
ПЗО	3学期	1	1	0	0	0	0
	合計	21	21	0	1	0	1
	1学期	5	4	1	1	1	0
R01	2学期	1	1	0	0	0	0
KUI	3学期						
	合計			-		-	_

## ■市立小中学校における不登校児童生徒数

# ①令和元年度 学年・月別 長期欠席者数 (当該月内に連続して3日又は計5日欠席した児童生徒数)

				小学校				中学校				
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計	1年	2年	3年	合計	
8月	3	7	6	4	15	7	42	30	60	41	131	
9月	7	10	14	19	26	25	101	58	86	76	220	
10月	11	27	18	26	30	25	137	61	92	71	224	
11月	12	24	17	27	30	24	134	58	88	79	225	
12月	14	29	12	21	39	33	148	67	81	76	224	
合計	47	97	67	97	140	114	562	274	407	343	1024	

#### (参考)平成30年度 同時期

				小学校				中学校					
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計	1年	2年	3年	合計		
8月	0	1	4	10	4	17	36	29	44	58	131		
9月	5	7	10	25	15	33	95	40	71	88	199		
10月	8	9	12	29	11	41	110	51	72	82	205		
11月	7	9	13	30	15	40	114	59	71	86	216		
12月	3	4	6	23	11	31	78	58	66	83	207		
合計	23	30	45	117	56	162	433	237	324	397	958		

#### ②年度別・月別 長期欠席者数の推移

小学校	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
H29	49	54	66	56	33	83	99	92	84	98	99	90	903
H30	49	62	82	58	36	95	110	114	78	128	138	103	1053
R01	63	72	83	65	42	101	137	134	148				845

中学校	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
H29	130	142	153	151	113	179	198	193	187	207	217	176	2046
H30	121	162	171	163	131	199	205	216	207	255	262	200	2292
R01	133	160	191	186	131	220	224	225	224				1694

## ③令和元年度 長期欠席になったきっかけ・様子(複数回答)

小学校	いじめ	友人 関係	教職員 との関 係	その他 の学校 生活上 の影響	家庭 環境の 問題	病気	非行等	無気力	情緒的 混乱	意図的 な拒否	その他本人に係る状況	その他
8月	1	7	2	2	15	2	0	8	9	5	11	9
9月	5	17	3	6	40	8	0	14	16	9	25	20
10月	4	23	4	6	44	11	0	17	20	9	28	23
11月	3	18	3	11	42	8	0	23	18	11	31	21
12月	3	18	3	6	43	7	0	25	21	10	26	20
合計	16	83	15	31	184	36	0	87	84	44	121	93

## (参考)平成30年度 同時期合計(8月~12月)

17	67	14	20	156	81	0	81	69	18	116	76

中学校												
8月	5	32	8	13	39	24	0	26	28	8	38	14
9月	9	52	10	25	63	43	0	54	41	9	64	20
10月	14	53	10	25	65	47	0	55	45	9	69	19
11月	14	54	10	27	64	48	1	54	46	10	65	22
12月	12	56	10	34	64	47	4	55	43	10	68	23
合計	54	247	48	124	295	209	5	244	203	46	304	98

## (参考)平成30年度 同時期合計(8月~12月)

	32	207	28	106	283	205	5	276	164	15	227	102
--	----	-----	----	-----	-----	-----	---	-----	-----	----	-----	-----

## ■青少年相談室における教育相談の受理状況

	令和元年度	第1学期 (4~7月)				第2学其 ~12月			有3学期 1~3月		合 計		
		電話	来室	計	電話	来室	計	電話	来室	計	電話	来室	計
	犯罪触法行為	0	0	0	0	0	0			0	0	0	0
	ぐ犯・不良行為	0	0	0	1	2	3			0	1	2	3
	発達障がい	16	16	32	9	10	19			0	25	26	51
	性格・行動上の問題	31	43	74	31	47	78			0	62	90	152
	家族関係	5	1	6	9	2	11			0	14	3	17
	養育	1	2	3	0	1	1			0	1	3	4
	家庭内暴力	0	0	0	0	0	0			0	0	0	0
_	児童虐待	1	1	2	0	0	0			0	1	1	2
身	いじめ	6	4	10	5	5	10			0	11	9	20
上問	不登校	22	23	45	36	36	72			0	58	59	117
題	ひきこもり	3	1	4	3	2	5			0	6	3	9
~	学業·進路·進学	1	4	5	2	9	11			0	3	13	16
	学校生活	13	14	27	8	22	30			0	21	36	57
	性に関すること	2	1	3	3	0	3			0	5	1	6
	対人関係	2	1	3	0	0	0			0	2	1	3
	その他	10	1	11	3	2	5			0	13	3	16
	小 計	113	112	225	109	136	245	0	0	0	222	248	470
	合 計	113	112	225	110	138	248	0	0	0	223	250	473

## ■青少年相談室における教育相談の受理状況の推移

	角	第1学期			有2学其	月	5	第3学期	月		合 計	
平成29年度	電話	来室	計	電話	来室	計	電話	来室	計	電話	来室	計
犯罪触法行為	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ぐ犯・不良行為	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
身上問題	54	115	169	69	145	214	49	88	137	172	348	520
合計	54	115	169	69	145	214	49	88	137	172	348	520
平成30年度												
犯罪触法行為	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	1
ぐ犯・不良行為	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	1	1
身上問題	110	152	262	93	169	262	60	69	129	263	390	653
合 計	110	153	263	93	169	262	60	70	130	263	392	655
令和元年度												
犯罪触法行為	0	0	0	0	0	0				0	0	0
ぐ犯・不良行為	0	0	0	1	2	3				1	2	3
身上問題	113	112	225	109	136	245				222	248	470
合 計	113	112	225	110	138	248	0	0	0	223	250	473

## ■青少年相談室における街頭補導の状況

令和元	年度	暴走行為等 交通違反	飲酒·喫煙	怠学・怠業	その他	補導数 合計	補導実施 回数	補導従事者 延人数
	4月	5	2	0	9	16	27	89
第	5月	18	5	0	0	23	23	119
) 学	6月	8	5	0	9	22	20	61
学 期	7月	16	0	0	0	16	26	93
	小計	47	12	0	18	77	96	362
	8月	10	2	0	0	12	23	70
笠	9月	21	0	0	1	22	19	58
第 2 学 期	10月	17	5	0	0	22	26	71
学	11月	10	0	0	2	12	25	79
舟	12月	24	0	0	0	24	26	97
	小計	82	7	0	3	92	119	375
쑠	1月							
<del>第</del> 3	2月							
第 3 学 期	3月							
炒	小計							
合	計	129	19	0	21	169	215	737

## (参考) 平成30年度 第2学期

小計	71	8		21	100	125	
, 4,		•	•			. = -	

## ■青少年相談室における街頭補導の状況の推移

	平成2	9年度	平成3	0年度	令和元年度			
学期	補導数 合計	補導従事者 延人数	補導数 合計	補導従事者 延人数	補導数 合計	補導従事者 延人数		
1学期	92	363	102	391	77	362		
2学期	104	416	100	414	92	375		
3学期	44	228	47	254				
合計	240	1007	249	1059	169	737		

## ■教育支援教室の通室者の状況

(各月末在籍者数)

Δ£π.	元年度		小学生				中学生	合計
丁 仙.	儿牛皮	人数	備考	1年	2年	3年	備考	口司
	4月	2	5年生 2名	0	3	8		13
第 1	5月	2	5年生 2名	0	3	9		14
学 期	6月	2	5年生 2名	1	3	9		15
	7月	2	5年生 2名	1	3	9		15
	8月	3	5年生 2名 4年生 1名	1	3	12		19
第	9月	3	5年生 2名 4年生 1名	2	3	12		20
第2学期	10月	3	5年生 2名 4年生 1名	2	4	13		22
期	11月	3	5年生 2名 4年生 1名	2	4	13		22
	12月	3	5年生 2名 4年生 1名	2	5	13		23
第	1月							
第 3 学期	2月							
期	3月							

## ■教育支援教室の通室者の状況の推移

(各学期末在籍者数)

学期	平成29年度					平成30年度					令和元年度				
子舟	小	中1	中2	中3	合計	小	中1	中2	中3	合計	小	中1	中2	中3	合計
1学期	3	2	7	7	19	4	1	4	16	25	2	1	3	9	15
2学期	4	2	13	8	27	5	2	9	18	34	3	2	5	13	23
3学期	4	3	13	8	28	5	4	10	20	39					

## 令和元年度(8~12月分)

# ■教育委員会が受け付けた市立小中学校に関する苦情

No.	対応日	苦情概要	学校	学年	苦情の内容(要旨)	対応	対応課
1	8月26日	防犯ブザーについて	小		防犯ブザーを5・6年生に配付した後、3年間も防犯ブザーを配付しなったことが怠慢。	意見を傾聴.。 (平成30年度全児童に配付。31年度から新1年  生に配付。)	指導室
2	8月29日	電話対応について	中		校長に用事があったのに、最初に出た人が取次が悪かった。	教頭に報告。 (校長から職員へ、接遇の指導を実施。)	指導室
3	9月2日	部活の顧問へのクレーム	中	3年	顧問にパワハラ発言があった。指導にあたり、行き過ぎなところがある。	校長に報告。 (校長から顧問へ、事実確認と指導を実施。)	指導室
4		建物の名称について			街づくり推進課から取次。バス停の名称が「アンダンテ」になったが、建物にその名称がない。関連性がないのでわかりづらい。外から見て建物が「アンダンテ」とわかるようにして欲しい。	意見を傾聴。 (令和元年11月、正面玄関に看板の設置。)	指導室
5	9月9日	部活動の終了時刻について	中	不明	特定の部活動だけ終了時刻よりいつも遅い。近所の子とも帰れないし、 塾にも遅れる。	校長に報告。 (校長から顧問へ、事実確認と指導を実施。)	指導室
6	9月10日	運動会の練習について	小	4年	(朝、8:30を過ぎても留守電解除されず教育委員会への連絡)熱中症が 疑われる中、運動会の練習が行われていて心配のため、気をつけて運 動会の練習をしてほしい。	教頭に報告。 (熱中症ガイドラインに沿って、活動を行う。)	指導室
7	9月10日	部活動について	中	1年	部活動ガイドラインがあるが、守られていない。暴言もある。休みもない。	校長に報告。 (校長から顧問へ、事実確認と指導を実施。)	指導室
8	9月11日	学校の対応について	中	3年		校長に報告。 (これまでも継続して対応している家庭のため、 今後もていねいに、対応していく。)	指導室
9	9月11日	運動会の練習について	中	不明	運動会の練習を熱心にやりすぎて、娘の体が心配。倒れてからでは遅い。もう少し子どもたちの体調を考えてほしい。そもそも運動会の時期は 9月でないとだめなのか。	校長に報告。 (熱中症ガイドラインに沿って、活動を行う。)	指導室
10	9月11日	学校の対応について	小	不明	朝の欠席連絡をしたかったが、学校から通知のあった時間にかけても 留守電になってつながらない。何度かあった。時間を守ってほしい。朝、 開門をしないので道に子どもたちが広がっている。対応して欲しい。	校長に報告。 (留守電設定を確実に実施することを確認。)	指導室
11	9月17日	真夜中のチャイムについて	小		AM1:24とPM8:04に小学校からチャイムが鳴った。このような時間に チャイムが鳴るのは不気味。	校長に報告。 (チャイム設定を確認。)	指導室
12	9月24日	休日の児童の過ごし方 について	小		学区内の公園裏の道路で児童が遊んでいて危険。学校に伝えてほし い。	校長に報告。 (児童に注意喚起。)	指導室
13	9月30日	運動会の写真撮影について	小	不明	運動会の写真撮影場所を分かりやすく提示してほしい。PTA役員の場所で写真撮影をしていたら強い口調で注意された。	校長に報告。 (周知方法など、改善していく。)	指導室
14	10月16日	学校の対応について	小	6年	同級生男子に悪口を言われた。ティックトックアプリでトラブルがある。	校長に報告。 (学校で、事実確認と指導を実施。)	指導室

15	10月21日	部活顧問の対応について	中	1年	部活動顧問の対応に不満。	校長に報告。 (校長から顧問へ、事実確認と指導を実施。)	指導室
16	10月23日	担任の先生の対応について	小	1年	自分の子への対応を、子どもにやらせずに先生(大人)に対応してほしい。	校長に報告。通常級に在籍の支援の必要な児童。 (学校で、授業の進め方など指導方法について対応していく。)	指導室
17	10月29日	部活顧問の対応	中	1年	発達障害があり、コミュニケーションや急な予定変更の対応が困難。部活動に入部の際、保護者から顧問に本児の特性は報告済み。遠征についての情報などについて本児は詳細を本児は理解できないことが多々あり、母が何度も顧問の連絡先を知りたいと話しても教えてくれない。部活の帰宅中、他部員から小学校時代に友達がいなかったことなどでからかわれたり後ろから石を投げて笑ったりされ泣きながら帰ってきた。顧問の先生に相談して、話し合いの場を設定してもらったが一向に解決せずにからかいが続いている。	(校長から顧問へ、事実確認と指導を実施。)	青少年相談室
18	11月7日	担任の指導、学校の対 応について	小	2年		校長に報告。(学校でこれまでも継続的に対応している家庭。母から市教委には11月、12月に同様の内容の苦情があり、県教委保体課にも電話している。市教委、県教委への具体的な要望はない)	指導室
19	11月11日	担任の指導について	小	1年	担任の指導等について ①叱り方が怖い(教卓をたたいたり、蹴ったりする。) ②以前匿名で連絡したことを子どもに聞き取って、誰が電話したか突き 止めようとした。	校長に報告。 (校長から担任へ、事実確認と指導を実施。)	指導室
20	11月13日	担任の対応について	中		担任の暴言・対応について。1学期に指導されたはずなのに、直っていない。男女生徒への対応の差が激しい。	校長に報告。 (校長から担任へ、事実確認と指導を実施。)	指導室
21	11月25日	事務職員の対応につい て	小	不明	支払いを済ませているのに、給食費未納の通知が来た。 支援級から通常級に移籍をしたばかり。事務職員が「そのことを知らなかったので」と対応。その対応が良くなかった様子。	校長に報告。 (校長から職員へ、事実確認と指導を実施。)	指導室

## ■通学路の安全対策に係る要望とその対応状況

## ★印は、合同点検希望箇所です

				要望		対 応	
	受理日	学校区	項目	内 容	依頼日	対応結果	回答日
				【信号機】 ・信号機がないので危険	8月13日	(道路安全対策課) 信号機については所管が交通管理者である警察の ため、信号機の設置を大和警察署へ要望いたしま す。	10月31日
				【看板】 ・車両通行止めの看板を設置して欲しい	8月13日	(道路安全対策課) 看板につきましては、当該箇所に看板を設置できる市所有物がないため、設置することができません。	10月31日
		- [	設置	【標識】 ・自転車、原動機付き自転車通行止めの標識を設置して欲しい	8月13日	(道路安全対策課) 通行規制については、所管が交通管理者である警察のため、標識の設置を大和警察署へ要望いたします。	10月31日
3	7月	文ヶ岡小		【カーブミラー】 ・車道がカーブになっているため、車が見えにく い	8月13日	(道路安全対策課) 大和市では、見通しの悪い交差点など、事故発生 の可能性が高い場所に、カーブミラーを設置して います。現地を確認したところ、車の見通しが確 保されていることから、カーブミラーは設置しま せん。	10月31日
				【ガードレール】・ソフトポールの設置(2件)	8月13日	(都市施設総務課) 管理者である神奈川県厚木土木事務所東部セン ターへ伝えました。	10月16日
			路面標示	【横断歩道(塗直)】 ・横断歩道が薄れている(3件)	8月13日	(道路安全対策課) 横断歩道については所管が交通管理者である警察 のため、横断歩道の補修を大和警察署へ要望いた します。	10月31日

				要望		対 応	
	受理日	学校区	項目	内 容	依頼日	対応結果	回答日
				【外側線(塗直)】 ・外側線が薄れている(4件)	8月13日	(道路安全対策課) 外側線については、順次復旧します。	10月31日
				【外側線(新規)】 ・一方通行の為、抜け道になっている。外側線を 書いて欲しい	8月13日	(道路安全対策課) 外側線及びグリーンベルトの新設については、警察と協議のうえ、設置を検討します。	10月31日
3	7月	文ヶ岡 小	路面標示	【停止線(塗直)】 ・「止まれ」の表示が薄れている	8月13日	(道路安全対策課) 「止まれ」については所管が交通管理者である警察のため、路面標示の復旧を大和警察署へ要望いたします。	10月31日
		,		【カラー舗装(交差点)】 ・交差点のカラー舗装塗直(優先1位)	8月13日	(道路安全対策課) 交差点のカラー舗装については、順次復旧しま す。	10月31日
			撤去・補修	【水たまり】 ・水たまりができやすく、登校班が道の中ほどま で広がってしまう	8月13日	(道路・河川管理課) 水溜まり解消については、今後検討致します。	10月30日
			1版公 1冊19	【樹木・植込み剪定】 ・空き地に雑草が生えており、低学年の児童が車 の確認ができない	8月13日	(学校教育課)  直接、土地の所有者に要望をお伝えください。 	12月19日
			設置	【カーブミラー】 左折する時に人が見えにくいので、カーブミラー を設置して欲しい	9月10日	(道路安全対策課) 大和市では、見通しの悪い交差点など、事故発生 の可能性が高い場所に、歩行者用ではなく車両用 のカーブミラーを設置しています。現地を確認し たところ、学校から出る際に交差点の南北からく る車の見通しが確保されていることから、当該箇 所は設置しません。	11月8日
7	9月2日	下福田小		【ガードレール】 川沿いにガードレールを設置して欲しい	9月10日	(道路安全対策課) 道路の幅員が狭く、川沿いに車いすやベビーカー 等の歩行空間を確保するようガードレール等の防 護柵を設置することはできません。薄くなってい る外側線の復旧を行います。	11月8日
			路面表示	【横断歩道】 片側歩道に渡る横断歩道を設置して欲しい	9月10日	(道路安全対策課) 横断歩道については所管が交通管理者である警察 のため、横断歩道の設置を大和警察署へ要望いた します。	11月8日

				要望	対応			
	受理日	学校区	項目	内 容	依頼日	対応結果	回答日	
7	9月2日	下福小田田	路面標示	★【横断歩道】 100名以上の児童が、通学路として使用している交差点。登下校の見守り隊が毎日立ち、児童が横断している。横断歩道を設置して欲しい	9月10日	(道路安全対策課) 横断歩道については所管が交通管理者である警察 のため、横断歩道の設置を大和警察署へ要望いた します。	11月8日	
				【外側線、グリーンライン】 途中で外側線、グリーンラインが切れている。白 線、グリーンラインを設置して欲しい	9月10日	(道路安全対策課) 外側線及びグリーンラインの新設については、警察と協議のうえ、設置を検討します。	11月8日	
				【停止線】 「止まれ」等の表示はあるが、薄くなっている	9月10日	(道路安全対策課) 停止線及び「止まれ」については所管が交通管理 者である警察のため、路面標示の復旧を大和警察 署へ要望いたします。	11月8日	
				【スクールゾーン】 抜け道としてスピードを出す車が多い。路面にス クールゾーンの標示をして欲しい	9月10日	(道路安全対策課) 学校指定の通学路ではないため、スクールゾーン の路面標示はしません。歩行空間を確保できるよう、薄くなっている外側線の復旧を行います。	11月8日	
				【速度標示】 道幅が狭いので、すれ違い時キケン	9月10日	(道路安全対策課) 速度抑制を目的とした路面標示を順次設置してま いります。	11月8日	
				【カーブミラー】 カーブミラーが付いている電柱が歩道側に傾いて いる。児童がぶつかる	9月10日	(学校教育課) 現地を確認しますが、学校からも、直接、電柱設 置者に要望をお伝えください。	12月19日	
			交通規制	【速度規制】 道幅が狭いので、すれ違い時キケン	9月10日	(道路安全対策課) 速度抑制を目的とした路面標示を順次設置してまいります。	11月8日	
				【通行規制】 歩行者通行スペース無し。時間指定付き一方通 行、または進入禁止にして欲しい	9月10日	(道路安全対策課) 通行規制については、沿道の住民の生活に影響を 及ぼすため、地域住民の総意として、地元自治会 長名で交通管理者である大和警察署に要望してく ださい。	11月8日	
15	11月21日	深見小	路面標示	【スクールゾーン】 スクールゾーン、徐行の路面標示が薄くなってい る。再塗装をして欲しい。	11月22日	(道路安全対策課) 路面標示等の復旧を順次行ってまいります。	12月5日	
			撤去·補修	深見歩道橋・光丘交差点歩道橋 劣化により、階段にヒビが入っている	11月22日	(都市施設総務課) 管理者である神奈川県厚木土木事務所東部セン ターへ要望しました。	12月24日	

				要望	対 応			
	受理日	学校区	項目	内 容	依頼日	対応結果	回答日	
18	11月27日	西鶴間	設置	【カーブミラー】 家の壁で見通しが悪い。すぐにでもミラーを設置 して欲しい	11月29日	(道路安全対策課) カーブミラーについては車と車を見るための物です。また、設置する場所についても自宅の玄関前になってしまいますので難しいと思われます。	12月13日	
				【看板】 通学路の交差点。交通量も多く、スピード出す車 も多い。注意の看板を設置して欲しい	11月29日	(道路安全対策課) 看板設置、カラー舗装については現場を確認し、 検討します。	12月13日	
			路面標示	【横断歩道】【停止線】【カラー舗装】 【スクールゾーン】横断歩道、停止線の引き直し カラー舗装 スクールゾーンの標示	11月29日	(道路安全対策課) 停止線の引き直しについては警察になりますの で、市からも要望しますが、地域からも要望願い ます。カラー舗装、スクールゾーンの標示につい ては現場を確認し、検討します。	12月13日	
				★【横断歩道】 横断歩道の塗り直し	11月29日	(道路安全対策課) 横断歩道の塗り直しについては警察になりますの で、市からも要望しますが、地域からも要望願い ます。	12月13日	
				【横断歩道】 横断歩道の位置を変えて欲しい	11月29日	(道路安全対策課) 横断歩道については警察になりますので、市から も要望しますが、地域からも要望願います。	12月13日	
				【カラー舗装】 通学路の交差点。交通量も多く、スピード出す車 も多い。カラー舗装をして欲しい	11月29日	(道路安全対策課) 看板設置、カラー舗装については現場を確認し、 検討します。	12月13日	